

平成 31 年第 4 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 31 年 4 月 17 日、午前 10 時から、消防署講堂において、平成 31 年第 4 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）
城所 正彦
今泉 浩史
澁谷 香織
杉本 真紀子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	大川 優
教育総務課長	町田 義信
学務課長	中島 英
指導課長	岸 知聡
生涯学習課長	関口 美鈴
学校給食課長	山本 有美
図書館課長	佐藤 由美子

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二
教育総務課教育総務係 鈴木 奏子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 13 号議案

「稲城市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」

- (5) 日程第 5 第 14 号議案

「稲城市社会教育委員の委嘱について」

- (6) 日程第 6 第 15 号議案

「令和 2 年度使用稲城市立小学校教科用図書採択要領について」

- (7) 日程第 7 第 16 号議案

「令和 2 年度使用稲城市立小学校教科用図書の調査・研究の諮問について」

- (8) 日程第8 第17号議案
「令和2年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領について」
- (9) 日程第9 第18号議案
「令和2年度使用稲城市立中学校教科用図書の調査・研究の諮問
について」
- (10) 日程第10 第19号議案
「令和2年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採
択要領について」
- (11) 日程第11 第20号議案
「令和2年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の
調査・研究の諮問について」

教育長 ただいまから平成31年第4回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたします。
前例に従いまして教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、杉本委員にお願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定」についてをお諮りいたします。本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。
次に、本日は議事の進行の都合により、日程第3 教育行政報告、日程第4 第13号議案、日程第6 第15号議案、日程第7 第16号議案、日程第8 第17号議案、日程第9 第18号議案、日程第10 第19号議案、日程第11 第20号議案を先に行い、その後、日程第5 第14号議案を行うことといたします。

それでは、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
2 平成31年4月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
3 寄附について
4 学校開放事業について

学務課長 1 平成31年3月分不登校による欠席児童・生徒数について
2 平成31年度児童・生徒数、学級数（平成31年4月7日現在）について

指導課長 1 担当者事業について
2 推進事業について
3 その他について
4 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育活動の振興について
2 芸術文化活動の振興について

- 3 文化財の保護と普及について
- 4 生涯学習推進事業について
- 5 学校施設コミュニティ開放事業について
- 6 放課後子ども教室参加状況について
- 7 公民館主催事業の実施状況について
- 8 iプラザの主な主催事業の実施状況（1月分）について
- 9 平成31年3月生涯学習課利用統計について

- 学校給食課長
- 1 平成30年度給食調理数について
 - 2 平成30年度学校給食野菜に関する情報交換会について
 - 3 平成31年度第1回給食主任会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
 - 3 分館の主催事業について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 地域との連携について
 - 6 学校との連携について
 - 7 図書館の利用状況(平成31年3月)について

教 育 長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第13号議案「稲城市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

本案につきましては、学校体育施設の開放業務に関して、団体利用登録の登録証の受取場所を増やすなど、登録者及び管理指導員の利便性を高めるため、稲城市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。教育総務課長。

教育総務課長 それでは、13号議案「稲城市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、補足してご説明いたします。

議案書及び議案概要説明書、新旧対照表をご覧くださいませでしょうか。

まずこの学校施設の開放業務につきましては、先ほど申し上げましたが、この4月に体育課が市長部局に移ったことに伴いまして、この業務の内容が学校施設の貸し出しという観点から、教育委員会が行うべき業務として、教育総務課のほうがこの業務を引き継いだものでございます。

それから今回のこの改正の具体的な内容でございますが、議案概要説明書に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、内容は様式の変更でございます。一つ目、様式第1号でございます。

こちらは学校体育施設の開放利用団体の登録申請書の様式でございます。こちらにつきまして、新規ですとか更新ですとか、そういった申請内容の記載欄を新たに設けました。それから、既に登録番号をお持ちの団体の場合、その登録番号を記載していただくような欄を追加しております。それから、施設利用責任者のメールアドレス、こちら連絡用としてメールアドレス欄を追加しております。それから、体育連盟等の連盟への加盟の有無の記載がある。それから、市民への団体紹介を希望するか・しないかといった欄。それから登録証の受取場所の記載欄、こちらいろいろな場所で受け取れるようなサービスといえますか、そういったことにしましたのでそういった欄を設けております。それから受取書收受欄及び教育委員会の使用欄を追加しております。

次に、様式第1号の附属様式でございます。こちらにつきましては、団体の構成員の名簿の様式になっております。こちらにつきまして、A4の縦からA4横に改めております。それから種別の記載欄、それからチェック欄を追加しております。それから年齢の欄でございますが、年齢を何歳と記載していただくところを生年月日を書いていただくような記載に改めております。

次に、様式第3号でございますが、こちらは、使用日誌、使用が終わった後に報告していただくのですが、その使用日誌の様式につきまして、個人回答用と団体回答用が一つの様式となっておりますが、ちょっとこれがわかりづらいということでしたので、わかりやすくするために、個人用と団体用の様式を別に分けたというものでございます。

施行期日につきましては、公布の日としております。

説明は以上でございます。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。今泉委員。

今泉委員 質問です。附属様式のほうなんですけれども、先ほど説明で、年齢は生年月日で記載していただくということになりましたということでしたが、そうしたらこの年齢というのを省いてしまってよろしいんじゃないかなというふうに思いますがいかがでしょうか。年齢というのはあくまで15とか21とかというのを書くものが年齢になるもので、生年月日という形ではよろしいかなというところと、あともう一点、様式第1号及びまた附属様式のほうなんですけれども、様式第1号の右肩、これ日本語の問題かもしれないんですけれども、右肩のところは「登録番号をお持ちの方のみご記入ください」、表の下のほうの米印ですね、「太枠内をご記入ください」、その下は「記入してください」。で、附属様式のほうは「ご記入ください」なので、様式第1号の米印二つ目も「ご記入をください」ではよろしいんじゃないかなと。この2点です。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長　　まず、附属様式のところの構成員につきましては、ご指摘のとおり、年齢というよりも生年月日ですので、そのまま生年月日を書けばいいのかなと思って、意図としましては、事務局側としては年齢を確認するために生年月日を書いていただくということでそういった意味で、年齢と書いたわけですが、確かに生年月日、記載していただく側としては生年月日を書くという欄でございますので、そのほうがわかりやすいのかなというところで、すみません、こちらについてはちょっと検討させていただきたいと思います。

　　続きまして、様式第1号の登録申請のほうでございますが、確かに米印のところにつきまして、「太枠をご記入ください」というような記載欄があって、上のほうには登録番号をご記入くださいというところがございますが、この辺もこの記載がわかりやすいかという思いで、こういうふうに書いたわけですが、この辺につきましても、今後運用していただく中でわかりづらいということであれば、検討していきたいと思います。

教 育 長　　今泉委員。

今泉委員　　後段のほうなんですけれども、語尾をそろえたらどうですかという意味合いになります。

教 育 長　　教育総務課長。

教育総務課長　　わかりました。この辺の文言はそろえたほうがわかりやすいということはありませんので、そろえたいと思います。

教 育 長　　ほかに。杉本委員。

杉本委員　　様式第1号の中で、これは変更したところではないんですけれども、確認ですが、登録者数という文言と、表の右側の真ん中あたりです、登録者数とその下に団体構成員とありますけれども、登録者数イコール団体の構成員ということなんでしょうか。

教 育 長　　教育総務課長。

教育総務課長　　そうですね。別紙でメンバー表を出していただいた人数がここに、登録者数のところに記載をしていただくようになっております。

教 育 長　　杉本委員。

杉本委員　それでしたら、登録者数という言葉ですと、その次の団体構成員名簿に入れる人数と、この人と同じというふうに、ちょっとわかりにくいと思いますので、この登録者数は例えば構成員数とかにしたほうがわかりやすいかなと思いますがいかがでしょうか。

教育長　教育総務課長。

教育総務課長　そうですね。ご指摘のとおり同じことを言っているのに言葉が違くとわかりづらいところがあるかと思いますが、検討していきたいと思います。

杉本委員　次の質問、いいですか。

教育長　新規に。杉本委員。

杉本委員　はい、今の件はわかりました。同じような質問なので申しわけないんですが、その下のほうに、もうちょっと下の段ですけれど、市民への団体紹介とあるんですが、それも課長のご説明ですと、団体紹介を希望するか・しないかをチェックしていただくとおっしゃいましたけれども、それでしたら希望する・希望しないのほうが、意思確認としてわかりやすいかも。紹介する・紹介しないですと、紹介するの主語が誰なのか、それが曖昧で、私が紹介しますよというつもりで入れるのか、それとも希望するということに入れるのかで、わかりやすさが変わってきますし、意味合いも変わってくると思いますので、先ほどのようなご説明の趣旨でしたら希望する・希望しないの言葉のほうが適切ではないかと思います。いかがでしょうか。

教育長　教育総務課長。

教育総務課長　そうですね、趣旨としては自分たちのメンバーを増やしたい団体だとかは、こういう団体ないのかという問い合わせに対して、ご紹介する・しないですけれども、要はそれを紹介することを希望する・しないという趣旨でございますので、こちらのほうも内容についてもう一度確認いたしまして、もう少しわかりやすい方法に改めていくと。

杉本委員　結構です。すみません。別の質問をいいですか。

教育長　別の質問。杉本委員。

杉本委員　これも変更箇所ではないんですけれども、確認をさせてください。遵守事項のところに「学校の施設及び器具等を大切に使い」とありますけれども、学校の

施設を借りるということはイコール器具を借りるということなのか、それとも器具を借りるなら借りるで、例えばバレーボールでこの体育館を借りますとなったら、もうそれ何らかの届け出をして、ポールを借りる、いくつ借りる、ネットを借りるという届け出も別にあるのか、その辺のルールを教えてください。

もう一点、遵守事項2の「事故が発生した場合は、自己の責任とします」とありますけれど、明らかな施設の瑕疵による事故の場合の扱いの規定があるかどうか、以上2点ご確認させてください。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 例えば体育館を使ったときにバレーボールをすとしたら、バレーボールのネットだとかというのは、特に届け出なしで、体育館を使ってその中で使えるところは使っていただくというようなものなので、改めてまた別途ということではないということです。

それから2点目の事故でございますが、こちらにつきましては、例えば器具が壊れていたら市はどうするといった取り決めはないと、現在はそういうところでございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 器具が壊れているというよりも、例えば、器具が壊れていたことによって、それで手をかけたら手が切れちゃったとか、そういう明らかにこれは学校の管理の施設上の問題でけがをしてしまったという、そういう場合の規定です。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 今、杉本委員おっしゃったような規定は特にこういう場合、市のほうで賠償するだとかそういった規定は、今のところございませんが、通常そうなった場合のケース・バイ・ケースだと思うんですけれども、市に過失があった場合は賠償せざるを得ないような状況があると認識しております。

自己責任につきましては、通常の学校開放によって使用するものについて、逸脱したちょっと危険な行為でありますとか、使用を想定していないような行為をしてしまった場合の事故だとかに関しましては、自己責任という意味でこちらを記載しております。

また、通常の使い方ではありますが、こちらの管理責任によって、けが・重大事故が起こった場合は、市で保険に入っておりますので、そちらを適用するということになっております。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 よくわかりました。ありがとうございました。

教育長 よろしいですか。ほかに。
教育総務課長。

教育総務課長 先ほど、いくつかご質問ございましたが、まず様式第1号の年齢につきましては、運用の中で、これまで年齢としていたところもございますが、年齢を削るよう改めてさせていただきたいと思えます。

続きまして、「ご記入ください」であります。その辺の言葉の統一でございますが、そちらは統一させていただくようにいたします。

それから、様式第1号の市民への紹介、団体紹介につきましては、希望をすることということで、する・しないというような表記にさせていただきます。変更させていただいて、改正させていただきたいと思っております。

教育長 今泉委員。

今泉委員 じゃあこの文言に書いてある年齢は削除することによってよろしいですか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 何度も申しわけございませんでした。こちらの欄につきましては、年齢を削り生年月日に改めさせていただきます。すみませんでした。

今泉委員 承知いたしました。

教育長 ではほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。これより第13号議案「稲城市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって第13号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第6 第15号議案、日程第7 第16号議案は、提案理由の説明をそれぞれ行い、その後に質疑採決を行うことといたします。

それでは、日程第6 第15号議案「令和2年度使用稲城市立小学校教科用図書採択要領について」を議題といたします。

本案につきましては、令和2年度使用稲城市立小学校教科用図書の採決に伴

い、その機能を適正かつ公正に進める必要があるので、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。指導課長。

指導課長 令和2年度使用稲城市立小学校教科用図書採択要領案につきまして、ご説明を申し上げます。本案は小学校学習指導要領の改訂に基づき、令和2年度より稲城市立小学校において使用する教科書の採択に向け、採択要領を定めるものでございます。それでは採択要領案を項目ごとにご説明を申し上げますので、1ページをご覧ください。

1、目的でございます。この要領は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、稲城市公立小学校において使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うため、必要な事項を定めるといたしました。

2、採択の方法でございます。文部科学省作成による「小学校教科書目録（令和2年度使用）」に搭載されている教科書のうちから、種目ごとに採択するるといたしました。

3、採択の方針でございます。（1）留意事項として2点ございます。1点目といたしまして、平成27年に総合教育会議で決定いたしました、稲城市立小・中学校教科用図書採択についての方針を踏まえ、採択権者である稲城市教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。2点目といたしまして、稲城市の実情に応じて、創意・工夫することといたしました。（2）には、専門的な調査研究が十分行われるよう配慮すること等の方針を記載してございます。（3）といたしまして、調査研究につきましては、主に内容と構成上の工夫について調査研究を行うことといたしました。

2ページをご覧ください。4、採択の時期でございます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の定めるところにより、令和元年8月31日までに採択をお願いいたします。

5、採択のための機関・組織・職務でございます。（1）教育委員会、（2）審議会、（3）調査研究委員会、この三つの機関、組織、職務を記載のとおり定めてまいりたいと存じます。

3ページをご覧ください。（2）の審議会につきましては、保護者代表2人、学識経験者1人、小学校長12人からの15人で組織いたします。審議会において調査研究を行い、その結果を教育委員会にご報告いただくものでございます。

（3）調査研究委員会につきましては、審議会の下部組織として、調査研究委員会を設置し、教科用図書の調査研究を行ってまいります。調査研究委員会の種類につきましては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語、特別の教科道徳でございます。

4ページの6、留意事項をご覧ください。（1）といたしまして、公正な採択を期するため、公表については慎重に取り扱うものといたします。

5ページをご覧ください。(2)といたしまして、公正確保のため審議会委員及び調査研究委員会委員には、次の各項に該当する者はなることができないとして、配偶者や三親等以内の親族に教科書発行者の役員及び従業員がいる者や、教科用図書及び教科用指導書の著作に参加又は協力した者などを定めたいと存じます。

7、8、9につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

教育長 以上で第15号議案の提案理由の詳細説明が終わりました。

続きまして、日程第7 第16号議案「令和2年度使用稲城市立小学校教科用図書の調査・研究の諮問について」を議題といたします。

本案につきましては、令和2年度使用稲城市立小学校教科用図書採択要領に基づく調査・研究について、教科用図書審議会へ諮問する必要があるので、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。指導課長。

指導課長 令和2年度使用稲城市立小学校教科用図書の調査・研究の諮問につきまして、ご説明申し上げます。本案は稲城市立小学校教科用図書採択要領に基づきまして、教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために、保護者代表、学識経験者、小学校長から成る審議会に調査研究を諮問するものでございます。本案をご承認いただきました後に、審議会長に諮問をしていただきまして、令和元年7月31日までに答申を受けていただき、8月の教育委員会におきまして採択をお願いする予定でございます。

説明は以上とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長 以上で、第16号議案の提案理由の詳細説明が終わりました。これより第15号議案及び第16号議案の質疑をお願いいたします。よろしいですか。

杉本委員。

杉本委員 採択要領の案の、3、採択の方針の(1)の②稲城市の実情にに応じてということですが、審議会としては稲城市の実情というのを例えば具体的にどんなことがあるとお考えでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 稲城市の実情につきましては、例えば稲城市の子供たちの実態を踏まえ、その学力の定着が図られるような構成になっているかということ。また、第二次稲城市教育振興基本計画の中に示されている教育の柱としてESDがございます。そのようなESDの視点が扱われているかどうかという点、また、稲城

市の子供たちが身近に感じられたり、興味、関心を持っていたりするような題材を扱っているかなどの点が想定されます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。確かに今、お話のとおりというふうに私も感じております。そこでなのですが、調査・研究をする調査研究委員になる方々にやはりこの採択要領に稲城市の実情にとっても、その稲城市の実情というのはやはり捉え方がさまざまあると思います。今ここで確認させていただきましたのは、私たちも調査・研究の報告を受けたときにそれに沿った調査・研究をしているかという、そののところも受け止めながら、採択に向けて、判断をしていきたいと思いますので、特にこれは曖昧に考えればいろんな解釈ができますので、学校と調査研究委員のほうにきちっとした説明をお願いしたいと思います。

教 育 長 指導課長。

指導課長 審議会の委員、また調査研究委員が調査研究を行うに当たりまして、第1回の審議会及び第1回の調査研究委員会につきましては、指導課より採択要領の具体的な説明を行う予定でございます。その中で今申し上げたことを説明してまいりたいと考えております。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 別件でいいですか。

それでは、最後5ページの8、その他(3)教科書展示会の利用については別途定めるとありますけれども、今回展示会の開催方法をどのようにお考えでしょうか。

教 育 長 指導課長。

指導課長 平成30年度の展示会につきましては、展示期間を定めまして、稲城市役所、中央図書館、ふれんど平尾におきまして、見本本を展示しております。平成31年度の展示会につきましても同様の形式で実施するように現在検討しているところではございますが、まだ見本本が届いておりませんので、具体的な展示方法につきましては、その見本本の冊数等鑑みながら定めて参りたいと考えております。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 そのようなさまざまな具体的な実情から最終的に適切にご判断をいただければと思いますが、前回のように市民の方々からご意見として、市役所での窓口のあいている時間が生活の実態に合っていないというふうな、もう少し明るくきちっと見られる状態を、もう少し時間を長くしてほしいというご要望等があったのではないかと記憶しております。それもどんな意見があったかというのは細かく、それも事務局のほうで検討していただいてからだと思いますけれども、特にこの開かれた採択というのは、もうこれは全国的な方針ですから、開くだけ開く、ルールに従って。その上で適切な採択をするとこれが基本的な姿勢だと思いますので、開いてほしいという声には可能な限りは答えるような姿勢でお願いしたいと思います。意見です。

教育長 ほかに。

(なし)

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第15号議案「令和2年度使用稲城市立小学校教科用図書採択要領について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、第16号議案「令和2年度使用稲城市立小学校教科用図書の調査・研究の諮問について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって第16号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第8 第17号議案、日程第9 第18号議案は提案理由の説明をそれぞれ行い、その後に質疑採決を行うことといたします。
それでは、日程第8 第17号議案「令和2年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領について」を議題といたします。本案につきましては、令和2年度使用稲城市立中学校教科用図書の採択に伴い、その機能を適正かつ公正に進める必要があるため本案を提出するものでございます。
詳細につきましては指導課長より説明いたします。指導課長。

指導課長 令和2年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領案につきまして、ご説明

を申し上げます。

中学校で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の規定に基づき原則として4年に1回採択を行うことになっております。本案は令和2年度に稲城市立中学校において使用する教科用図書の採択に向け採択要領を定めるものでございます。

それでは項目ごとにご説明を申し上げますので、採択要領案の1ページをご覧ください。

1、目的でございます。この要領は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律」の規定に基づき、稲城市公立中学校において使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うため、必要な事項を定めるといたしました。

2、採択の方法でございます。文部科学省の作成による「中学校教科書目録（令和2年度使用）」に登載されている教科書のうちから、種目ごとに採択することになります。

3、採択の方針でございます。（1）留意事項として2点ございます。1点目といたしまして稲城市立小・中学校教科用図書採択についての方針を踏まえ、採択権者である稲城市教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。2点目として、稲城市の実情に応じて、創意・工夫することといたしました。（2）には、専門的な調査研究が十分行われるよう配慮すること等の方針を記載してございます。（3）といたしまして、調査研究に当たっては、平成28年度から平成31年度までの4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することができることといたしました。これにつきましては、中学校は令和3年度より、新しい学習指導要領が全面実施になることを受けまして、令和2年度使用中学校教科書につきましては、平成30年度検定において、新たに合格した図書がなかったという状況がございます。そのため、前回の平成26年度検定合格図書等の中から、令和2年度1年間のみ使用する教科書の採択を行うことになってございます。令和2年度使用稲城市立中学校教科用図書の調査研究に当たりましては、平成28年度から平成31年度までの4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用してまいりたいと考えております。次に（4）といたしまして、調査研究につきましては、主に内容と構成上の工夫について調査研究を行うことといたしました。

2ページをご覧ください。採択の時期でございます。義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律施行令の定めるところにより、令和元年8月31日までに採択をお願いいたします。

5、採択のための機関・組織・職務でございます。教育委員会は、教科用図書の採択を適正かつ公正に行うため、教科用図書審議会を設置するとともに、必要に応じて教科ごとに教科用図書調査研究委員会を設置することができることといたしました。調査研究に当たって審議会を設置いたしますが、先ほど申し

上げましたとおり、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することから、調査研究委員会につきましては、原則設置せずに審議会におきまして、前回の調査結果を活用してまいりたいと考えております。調査研究委員会につきましては、必要に応じて設置することができると思います。

審議会につきましては、3ページをご覧ください。③審議会の定数・組織につきましては、保護者代表2人、学識経験者1人、中学校長6人からの9人で組織いたします。審議会におきまして、調査研究を行い、その結果を教育委員会に報告いただくものでございます。

4ページをご覧ください。6、留意事項でございます。(1)といたしまして、公正な採択を期するため、公表については慎重に取り扱うものいたします。(2)といたしまして、公正確保のため審議会委員及び調査研究委員会委員には次の各項に該当するものはなることができないとして小学校教科用図書採択と同様に5ページに記載のとおり定めてまいりたいと存じます。

7、8、9につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

教育長 以上で第17号議案の提案理由の詳細説明が終わりました。

続きまして、日程第9 第18号議案「令和2年度使用稲城市立中学校教科用図書の調査・研究の諮問について」を議題といたします。

本案につきましては、令和2年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領に基づく調査研究について、教科用図書審議会へ諮問する必要があるので、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。指導課長。

指導課長 令和2年度使用稲城市立中学校教科用図書の調査・研究の諮問につきまして、ご説明を申し上げます。本案は稲城市立中学校教科用図書採択要領に基づきまして、教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために保護者代表、学識経験者、中学校長から成る審議会に調査研究を諮問するものでございます。本案をご承認いただきました後に、審議会長に諮問をしていただきまして、令和元年7月31日までに答申を受けていただき、8月の教育委員会におきまして、採択をお願いする予定でございます。

以上説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長 以上で第18号議案の提案理由の詳細説明が終わりました。

これより第17号議案、第18号議案の質疑をお願いいたします。

(なし)

教育長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第17号議案「令和2年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領について」を採決いたします。

本案を原案のとおり採決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって第17号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、第18号議案「令和2年度使用稲城市立中学校教科用図書の調査・研究の諮問について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって第18号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第10 第19号議案、日程第11 第20号議案は提案理由の説明をそれぞれ行い、その後に質疑採決を行うことといたします。

それでは、日程第10 第19号議案「令和2年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を議題といたします。

本案につきましては、令和2年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択に伴い、その機能を適正かつ公正に進める必要があるため、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。指導課長。

指導課長 令和2年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領案につきまして、ご説明申し上げます。小・中学校特別支援学級の教科用図書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、毎年使用する前年度の8月31日までに採択を行っております。本案は令和2年度使用教科用図書の採択に向け、採択要領を定めるものでございます。

それでは、採択要領案、1ページをご覧ください。

1、目的でございます。この要領は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、稲城市公立小・中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために、必要な事項を定めるといたしました。

2、採択の方法でございます。小学校及び中学校の検定教科書及び文部科学省著作教科用図書、さらに文部科学省検定外の教科用図書から、種目ごとに採択することになります。

なお、小学校及び中学校の検定教科書、つまり通常の学級で使用する教科書が採択された場合には、稲城市立小・中学校で使用されている教科書と同一の

ものを使用することとなります。

3、採択の方針でございます。(1)留意事項として3点ございます。1点目といたしまして、稲城市小・中学校教科用図書採択についての方針を踏まえ、採択権者である稲城市教育委員会が自らの責任と権限において適正かつ公正に行うこと。2点目といたしまして、特別支援学級の児童・生徒の実情を十分に配慮すること。3点目といたしまして、稲城市の実情に応じて、創意・工夫することといたしました。(2)、(3)につきましては記載のとおりでございます。

2ページをご覧ください。(4)といたしまして、十分な調査研究の上、児童・生徒用の教科の主たる教材として内容を具備した指導上適切なものを採択するといたしました。

4、採択の時期でございますが、令和元年8月31日までに採択をお願いいたします。

5、採択のための機関・組織・職務でございます。(1)教育委員会、(2)審議会、(3)調査研究委員会、この三つの機関、組織、職務を記載のとおりにて定めてまいりたいと存じます。(2)に審議会につきましては、3ページをご覧ください。

③審議会の定数・組織につきましては、特別支援学級設置校長6人から組織いたします。審議会におきまして、調査研究を行いその結果を教育委員会に報告いただくものでございます。さらに(3)調査研究委員会につきましては、審議会の下部組織として各特別支援学級設置校に調査研究委員会を設置し、教科用図書の調査研究を行ってまいります。

4ページ、6、留意事項でございます。(1)といたしまして、公正な採択を期するため、公表については慎重に取り扱うものといたします。(2)といたしまして、公正確保のために記載のとおり定めて参りたいと存じます。

5ページの7、8、9につきましては記載のとおりでございます。
説明は以上でございます。

教 育 長 以上で第19号議案の提案理由の詳細説明が終わりました。

続いて、日程第11 第20号議案「令和2年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を議題といたします。

本案につきましては、令和2年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づく調査・研究について、特別支援学級教科用図書審議会へ諮問する必要があるもので、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。指導課長。

指 導 課 長 令和2年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問につきましてご説明申し上げます。

本案は稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づきまして、

教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために、小・中学校の特別支援学級設置校長から成る審議会に調査研究を諮問するものでございます。本案をご承認いただきました後に、審議会長に諮問をしていただきまして、令和元年7月31日までに答申を受けていただき、8月の教育委員会におきまして採択をお願いする予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより第19号議案、第20号議案の質疑をお願いいたします。

(なし)

教 育 長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第19号議案「令和2年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成に委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって第19号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第20号議案「令和2年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 第14号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

第14号議案は人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、第14号議案は秘密会といたします。

本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩します。

(暫時休憩)

※関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第14号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第14号議案の秘密会は終了)

教 育 長 再開いたします。

これより、第14号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決いたしました。以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午前11時24分閉会)